

# 始良市での田舎暮らしをサポート

始良市の緑あふれる中山間地域で暮らしてみませんか。市内外を問わず移住者の方々の生活を応援します！

## 始良市中山間地区

加治木地区：竜門小校区、永原小校区、旧中野小校区  
 始良地区：山田小校区、北山小校区  
 蒲生地区：漆小校区、西浦小校区、新留小校区、旧大山小校区、  
 旧高牧小校区、旧小川内小校区

### 引越費用補助金

引越しに要した経費(5万円以上に限る)の2分の1を基礎となる補助金に加算します



中山間での暮らしに  
**最大310万円の補助**  
 移住定住のための補助金制度が改正されました  
 ~始良市ふるさと移住定住促進条例~

さらに...

### 子ども補助金

住宅等取得補助金の対象になった場合、小学生以下の被扶養者1人あたり30万円で、限度額100万円までの子ども補助金に加算されます！

### 基礎となる補助金

補助金の種別	補助率	補助金限度額		備考
		満50歳以下	満51歳~65歳未満	
住宅等取得補助金	取得経費の1/2	200万円	100万円	5年以上継続して居住
		100万円	50万円	
家賃補助金	月額賃料の1/2	1月1万円、24月まで補助		3年以上継続して居住

住宅取得のご協力！

### 加算される補助金

補助金の種別	補助率	補助金限度額	
		満50歳以下	満51歳~65歳未満
住宅増改築補助金	中古住宅 増改築経費の1/2 (50万円以上に限る)	100万円	50万円
	賃貸住宅 増改築経費の1/2 (30万円以上に限る)	50万円	

※新築住宅：新築または築後3年未満の建売住宅

※中古住宅：築後3年以上の建売住宅または、中古の住宅

※補助金については一時所得として確定申告をしなくてはならない場合があります。詳しくは税務署へお問合せください。

# 始良市ふるさと移住定住促進条例

市内の補助対象地区への移住を促進するために助成を行うものです。中山間地域の活性化と均衡ある発展を図り、豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを推進することを目的としています。

## 補助対象者 次の条件を満たす方(①、②はどちらか一方)

- ①世帯責任者の転入日または再転入日が平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間内であること
- ②世帯責任者の転居日が平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間内であること
- ③補助対象地区に新築、中古住宅を購入または賃貸住宅を借用し、当該住宅に居住した日が平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間内であること
- ④転入日において世帯責任者が65歳未満であること
- ⑤自治会に加入し、地域に協力する意思があること
- ⑥市区町村民税に滞納がないこと(過去3年分)

## 補助対象地区

加治木地区: 竜門小校区、永原小校区、旧中野小校区  
 始良地区: 山田小校区、北山小校区  
 蒲生地区: 漆小校区、西浦小校区、新留小校区、旧大山小校区、旧高牧小校区、旧小川内小校区

## 補助の種類と額

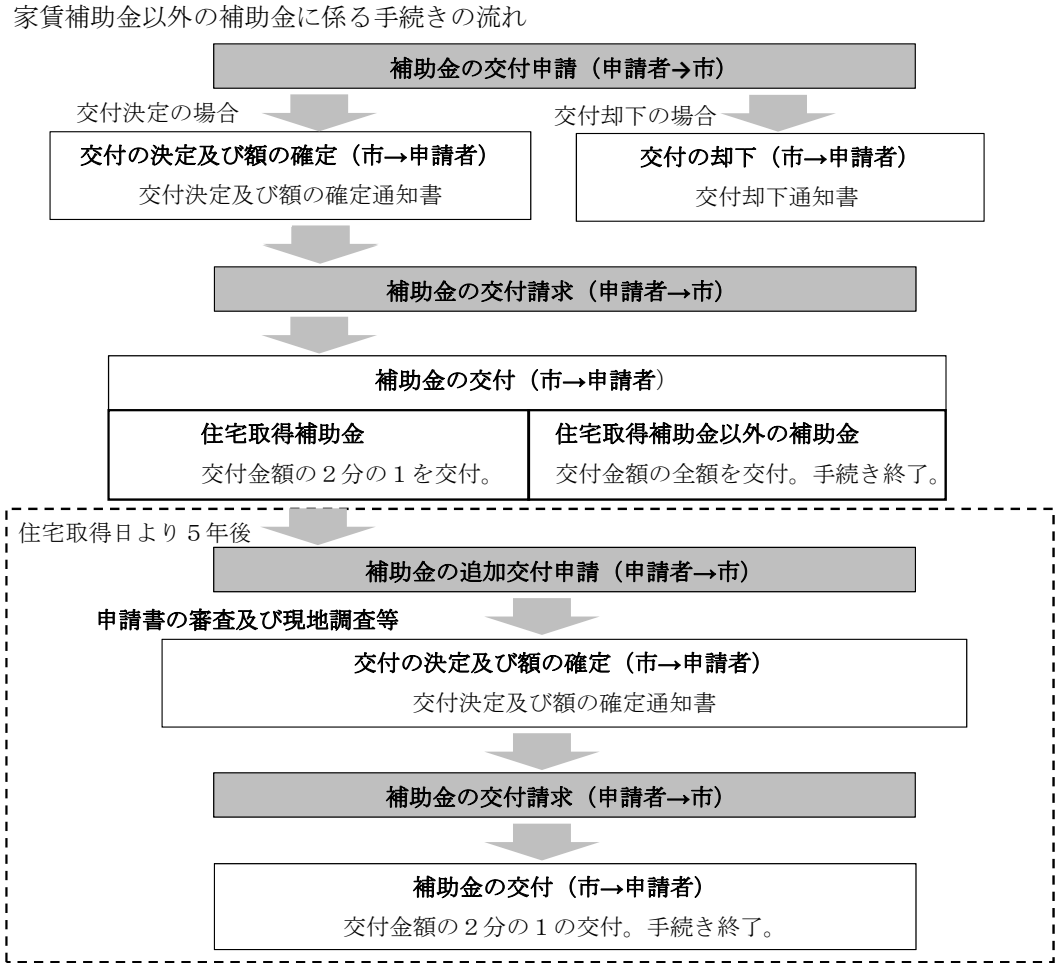
- ◆ 住宅等取得補助金  
 交付金額は、住宅購入に係る経費の2分の1で限度額の範囲内とします。補助金は2回に分けて交付するものとし、当初申請で2分の1、5年後の最終申請で2分の1を交付します。
- ◆ 住宅増改築補助金  
 交付金額は、住宅の増改築に係る経費の2分の1で限度額の範囲内とします。補助対象期間中に1回限りの申請となり、1回で全額交付します。
- ◆ 家賃補助金  
 交付金額は 月額賃料の2分の1、1月の限度額を1万円とし24月補助します。補助金は半年に1回交付します。
- ◆ 引越費用補助金  
 交付金額は、引越に要した経費(5万円以上に限る)の2分の1で限度額の範囲内とします。補助対象期間中に1回限りの申請となり、1回で全額交付します。
- ◆ 子ども補助金  
 交付金額は小学生以下の被扶養者1人あたり30万円で限度額の範囲内とします。補助対象期間中に1回限りの申請となり、1回で全額交付します。

# ふるさと移住定住促進補助金の手続きの流れ

## 種類

- 住宅等取得補助金
- 家賃補助金
- 子ども補助金
- 引越費用補助金
- 住宅増築補助金

## 各種補助金の申請の流れ



(家賃補助金は前期後期の2期に分けて交付)